エ　国際的に高い水準の実演芸術の振興並びに我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高い実演芸術の継承及び発展を図るため，次に掲げる施策その他必要な施策を講ずること。

(ア)　独立行政法人を通じて劇場，音楽堂等の事業を行うこと。

(イ)　地方公共団体が講ずる劇場，音楽堂等に関する施策，民間事業者が行う劇場，音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場，音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援を行うこと。

オ　エのほか，地方公共団体及び民間事業者に対し，その求めに応じて，我が国の実演芸術の水準の向上に資する事業を行うための必要な知識又は技術等の提供に努めること。

カ　外国の多彩な実演芸術の鑑賞の機会が国民に提供されるようにするとともに，我が国の実演芸術の海外への発信を促進するため，我が国の劇場，音楽堂等が行う国際的な交流への支援その他の必要な施策を講ずること。

キ　国民がその居住する地域にかかわらず等しく，実演芸術を鑑賞し，これに参加し，又はこれを創造することができるよう，2エに基づき地方公共団体が講ずる施策，民間事業者が行う劇場，音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場，音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずること。

ク　制作者，技術者，経営者，実演家その他の劇場，音楽堂等の事業を行うために必要な専門的人材を養成し，及び確保するとともに，劇場，音楽堂等の職員の資質の向上を図るため，劇場，音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進，研修の実施その他の必要な施策を講ずること。

ケ　劇場，音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため，教育活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずること。

コ　法に基づく施策を実施するに当たっては，国民の理解を得るよう努めること。

サ　学校教育において，実演芸術を鑑賞し，又はこれに参加することができるよう，これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずること。

2　地方公共団体の取組に関する事項

地方公共団体は，法前文の趣旨を踏まえるとともに，法第1条に規定された目的を達成するため，法各条の規定に基づき，次の事項について適切な対応を行うものとする。

ア　自主的かつ主体的に，その地域の特性に応じた施策を策定し，及び当該地方公共団体の区域内の劇場，音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めること。

イ　設置者又は運営者，実演芸術団体等その他の関係者及び国と相互に連携を図りながら協力するよう努めること。

ウ　必要な助言，情報の提供，財政上，金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めること。

エ　地域の特性に応じて当該地域における実演芸術の振興を図るため，劇場，音楽堂等の事業の実施その他の必要な施策を講ずること。

オ　制作者，技術者，経営者，実演家その他の劇場，音楽堂等の事業を行うために必要な専門的人材を養成し，及び確保するとともに，劇場，音楽堂等の職員の資質の向上を図るため，劇場，音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進，研修の実施その他の必要な施策を講ずること。

カ　劇場，音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため，教育活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずること。

キ　法に基づく施策を実施するに当たっては，国民の理解を得るよう努めること。

ク　学校教育において，実演芸術を鑑賞し，又はこれに参加することができるよう，これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずること。

3　その他の関係機関の協力に関する事項

法前文の趣旨を踏まえるとともに，法第1条に規定された目的を達成するため，本指針に定める事項を設置者又は運営者，国及び地方公共団体が実施するに当たっては，実演芸術団体等，教育機関等は積極的に協力することが求められる。

○文部科学省告示第六十一号

公立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）第十二条第二項第二号並びに公立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則（昭和六十二年文部省令第一号）第六条第一項及び第二項並びに第七条の規定に基づき，遺族補償年金，障害補償年金，障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金の額に乗ずる率を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

文部科学大臣　下村　博文

期間の区分	医師，歯科医師又は薬剤師としての経験年数	五年未満	五年以上一〇年未満	一〇年以上一五年未満	一五年以上二〇年未満	二〇年以上二五年未満	二五年以上
平成二年十月一日から平成三年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・二六	一・一五	一・一八	一・〇九	一・〇一	〇・九六
	学校薬剤師の率	一・三〇	一・一九	一・一五	一・一〇	一・〇六	一・〇一
平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・一三	一・一二	一・一四	一・〇六	〇・九八	〇・九三
	学校薬剤師の率	一・一五	一・一四	一・一一	一・〇七	一・〇三	〇・九七
平成四年四月一日から平成五年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・〇六	一・一五	一・一〇	一・〇二	〇・九五	〇・九〇
	学校薬剤師の率	一・〇七	一・〇六	一・〇五	一・〇二	〇・九九	〇・九四
平成五年四月一日から平成六年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・〇二	一・一一	一・〇七	一・〇〇	〇・九三	〇・八八
	学校薬剤師の率	一・〇二	一・〇二	一・〇二	〇・九九	〇・九七	〇・九二
平成六年四月一日から平成七年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	〇・九九	一・〇九	一・〇五	〇・九八	〇・九二	〇・八七
	学校薬剤師の率	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	〇・九七	〇・九五	〇・九一
平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	〇・九八	一・〇八	一・〇三	〇・九六	〇・九〇	〇・八六
	学校薬剤師の率	〇・九八	〇・九八	〇・九八	〇・九六	〇・九四	〇・九〇
平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	〇・九六	〇・九二	〇・九二	〇・八六	〇・八二	〇・八〇
	学校薬剤師の率	〇・九六	〇・九三	〇・九六	〇・九三	〇・九一	〇・八八